

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	高知県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	11
5. 独自利用事務の事例番号	113-5-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/111701/dokuji.html">http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/111701/dokuji.html</a>

執行機関名 高知県知事

知事等(教育委員会)が行う私立中学校等修学支援に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	県が実施する私立の小中学校等に在学する児童生徒であって低所得世帯に属するものに対する教育に係る経済的負担の軽減に要する費用に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	91	
③ 番号法別表第2の項	113	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第一 第9の2の項 県が実施する私立の小中学校等に在学する児童生徒であって低所得世帯に属するものに対する教育に係る経済的負担の軽減に要する費用に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律 第一条	高知県私立中学校等修学支援実証事業費補助金交付要綱 第2条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第2条 県は、 <u>私立小学校、中学校、特別支援学校中学部(以下「私立小中学校等」という。)</u> のいずれかに通う、 <u>低所得世帯に属する児童生徒の私立小中学校等</u> における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、予算の範囲内において、補助金を交付する。
⑦ 独自利用事務の関連規範		高知県私立中学校等修学支援実証事業費補助金交付要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	高知県私立中学校等修学支援実証事業費補助金交付要綱 第5条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	高知県私立中学校等修学支援実証事業費補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	高知県私立中学校等修学支援実証事業費補助金交付要綱 第3条 別表
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 ロ	高知県私立中学校等修学支援実証事業費補助金交付要綱 第3条 別表
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
備考		